

新 城 市 議 会

総 務 経 済 委 員 会

令和7年3月13日（木曜日）

日時 令和7年3月13日（木曜日） 午前9時00分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 議案の審査

第2号議案	「質疑・討論・採決」
第3号議案	「質疑・討論・採決」
第4号議案	「質疑・討論・採決」
第5号議案	「質疑・討論・採決」
第6号議案	「質疑・討論・採決」
第7号議案	「質疑・討論・採決」
第8号議案	「質疑・討論・採決」
第9号議案	「質疑・討論・採決」
第10号議案	「質疑・討論・採決」
第11号議案	「質疑・討論・採決」
第12号議案	「質疑・討論・採決」
第13号議案	「質疑・討論・採決」
第14号議案	「質疑・討論・採決」
第15号議案	「質疑・討論・採決」
第16号議案	「質疑・討論・採決」
第17号議案	「質疑・討論・採決」
第18号議案	「質疑・討論・採決」
第53号議案	「質疑・討論・採決」
第64号議案	「質疑・討論・採決」
第65号議案	「質疑・討論・採決」
第66号議案	「質疑・討論・採決」
第68号議案	「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出を求める陳情  
「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（9名）

委員長 竹下修平	副委員長 小林秀徳				
委員 齊藤竜也	佐宗龍俊	小野田直美	村田康助	山口洋一	鈴木達雄
滝川健司					
議長 長田共永					

欠席委員（なし）

参考人

愛知県弁護士会 副会長 船野 徹

**説明のため出席した者**

総務部、企画部、市民協働部、健康福祉部、産業振興部、建設部、消防本部、教育部、  
鳳来総合支所、作手総合支所の課長職以上の職員

**事務局出席者**

議会事務局長 鈴木隆司 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美  
書記 請井悠人

## 開 会 午前9時00分

○竹下修平委員長 ただいまから総務経済委員会を開会します。

これより、12日の本会議において、本委員会に付託されました第2号議案から第18号議案まで、第53号議案、第64号議案から第66号議案まで及び第68号議案の22議案、また、議長から送付されました陳情1件について審査します。

22議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑に入りますが、最初に、陳情者、愛知県弁護士会会長、伊藤倫文氏及び副会長、船野徹氏から提出されました刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。

本日は、参考人として、船野徹さんの出席を得ております。

この際、委員長として私からも一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず総務経済委員会の陳情審査のために御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げるとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いをいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、船野徹さん、よろしく申し上げます。

○船野徹参考人 おはようございます。

本日はこのようなお忙しい中、陳情に関して説明させていただく機会を頂戴しましてありがとうございます。

今回は、愛知県弁護士会からお願いがありましてまいりました。お願いの内容は、刑事訴訟法の中の再審に関する規定、これに関す

る改正を求める旨の意見書になります。

これは、刑事訴訟法という法律の改正になるものですから、本来であれば国会で審議すべき事柄であり、なぜ地方議会に意見書採択を求めるのかという疑問が当然、出るかと思えます。

なぜ、地方議会かという点は、やはり法律の改正ということでもありますので、世論の強い後押しがなければなかなか成就しないことでもあります。ということになりますと、やはり、世論に一番近いところにあります地方から、特に地方議会から法律改正についての後押しをいただきたいということで、当会が愛知県下地方議会を回って、各議会で意見書採択をお願いしているところでございます。

改正の内容なんですが、これは刑事訴訟法の再審に関する規定が、大正時代以来から、ほぼほぼ手つかずのままにきているという現状があります。もちろん、ほかの規定は、大日本帝国憲法から日本国憲法に変わるときに趣旨に合わせて改正もされております。さらに、裁判員制度導入時にも改正はされてます。

しかしながら、再審に関する規定は、ほぼほぼ手つかずの状態にきている。これによって、多大なる問題点が生じているというところでもあります。

今年度、袴田事件という再審を争っていた事件が、再審開始決定が確定して、やり直しの裁判で無罪判決が言い渡されているということは記憶に新しいところでもあります。

さらに、福井で起きた福井女子中学生殺人事件におきましても、再審開始決定が昨年確定しまして、今年、3月6日には、やり直しの裁判の公判の1回目が行われているというところでございます。

袴田事件に至っては、冤罪が晴らされるまで事件から58年間を要しております。福井女子中学生殺人事件につきましては38年間を要しているというところでもあります。やはり、冤罪は早期にただされなければならないもの

だと思えます。それは、やはり真犯人の追求もする機会も逃してしまうというところでもあります。こういった問題点を解消すべく、4つの改正をお願いしたいというところで、陳情に挙げさせていただいております。

これが、まず1つ目は証拠の開示、2つ目は検察官の不服申立ての禁止、3つ目が手続規定を整備してほしいと、4つ目は、証拠の保存をしっかりして廃棄をしないようにしていただきたい。そのための整備をしていただきたいというものになります。

現状、やはりこの2つの、先ほど申し上げた袴田事件と福井女子中学生殺人事件で問題点が浮き彫りになっているところでありまして、改正の動きというのも出始めております。

これは国会の議員連盟ですね、今現状370名、超党派の議員連盟でメンバーが増えておりまして、今国会に議員立法として法案を出すという議員連盟の決議がなされております。

さらに、法制審議会のルートでの改正の動きもあります。こういった流れをより一層、活性化と、強い御支援をいただきたく、今回ぜひとも採択に向けて前向きに御検討いただければと思えます。

参考までに、全国の地方議会、日本国内の全国の地方議会では、1月時点で、517議会が採択いただいております。うち、愛知県内では、県議会と名古屋市議会、豊田市議会、一宮市議会等19議会、採択いただいております。3月採択に向けて、当会もアプローチをしております。今回、その一環で新都市にも参りました。

以上、ちょっと長々と御説明しましたが、どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

以上になります。

○竹下修平委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承願います。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 今日御苦労さまです。

今、国会の様子も少し教えていただきましたけども、今月の新聞に、法務省は、2月再審制度の見直しを法制審議会に諮問すると表明してるということで、既にそういった動きが出ているということは新聞でも報道されてますし、おっしゃったように、370名の議員連盟の方たちがいるということはもう過半数以上の議員が、それに向かって動いているという状況で、あえて、さらに地方議会に陳情して意見書を出す必要があるのかなと思ってますけど、既に動き出してるし、今国会中で改正と成立を目指しているということであれば、もうめどは立ってるのかなと私は思ったんですけど、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

その辺のちょっともう少し国会の動きはどの程度、把握されてるのか、既にその改正の法が出されてるのか、諮問されていないのか、その辺については、分かっている範囲で教えていただければと思えます。

○竹下修平委員長 船野徹さん。

○船野徹参考人 御質問ありがとうございます。

実は、議員立法のルートと、その法制審議会のルート、2つの改正のルートの動きがありまして、法制審議会のルートで改正を進めていくと、議案の内容、論点によりけりなんですけど、時間がかかるというところがありまして、しかも、構成メンバーが法務省寄りの構成メンバーにどうしてもなってしまう。法務省は改正に後ろ向きなところではあります。

そうすると、改正はするものの内容がほぼ

ほぼトーンダウンしてしまう、こちらが訴えている冤罪の早期解決に見合わないような改正内容になってしまうと危惧しております。そういったところもありますので、ぜひとも議員立法のルートで当会はお願いしたいというところで活動しているところでもあります。

議員立法なんですけども、議員連盟が今国会に法案を出すというところまで、そういう決定をしているというところまではつかめておるんですが、具体的に、いつそれを法案として出すのかというところまでは、現状まだ情報が入ってきていないところではあります。

先生のおっしゃるように、もうほぼほぼ既定路線だったら、あえて地方議会から要らないのではないかというお声もいただくところではあるんですが、やはり、まだどう転ぶかわからないというところではありますので、ぜひとも国会の審議に、もうほぼ成立は確定なんだというところではまだないものですから、ぜひとも力強い御支援を頂戴したいということで、まだ意見書採択をお願いしていると。今後も続けていくという予定であります。

以上になります。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今、船野さんが要望されている4つの項目、その内容が議員立法の関係の中には入ってないのか、あるいは、法務省の関係の立法のほうにも、その4つの要望事項がないのかということなんですけど、その辺の情報は、おたくらだったらもっとそういった国会の関係に人脈もあるでしょうし、情報が入ってくるルートもあると思うんですけど、その辺の情報は全然つかんでないということでもいいのか。

今、法務省は後ろ向き、議員立法も内容が分からんって、そんなレベルなんでしょうか、その辺いかがですか。

○竹下修平委員長 船野徹さん。

○船野徹参考人 この議員立法の法案につきましては、国会議員の議員連盟の法案を検討

するメンバーと、日本弁護士連合会のもっと中心のほうで動いているメンバーが協議しながら進めておりました、この4つの事項は法案に盛り込むようお願いしておりました、実際盛り込んで提出されるであろうというところではあります。

法務省のほうは、これはちょっとオフィシャルに言うべきものなのかどうかというところがあるんですが、この4つ全てについて、特に、証拠の開示の部分一択で、しかもそれがある程度、相当程度、制約するような形で落としどころを求めようとしてるのではないかと、いうところを危惧しています。

ただ、まだこれからどういう法制審議会が始まるのか、また議論が進んでいってるわけではないものですから、これはあくまでも我々の危惧というレベルでございます。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ありがとうございます。そういう状況であるということは理解できました。議員立法のほうであれば、弁護士会等の要望をしていることが反映されるという見込みもあることを理解しました。

どちらにしても、議員連盟の人数等から考えて、成立の可能性は私は高いと思ってます。そういう状況であるということは確認できました。

これまで、多くの冤罪事件というのが、ここに例として5つ挙げられていますけども、何十年も前の事件ということで、当然、時代背景も違いますし、証拠収集能力、証拠、当時はDNA鑑定もなかったでしょうし、デジタル関係の証拠もなかったでしょうし、そういったことの時代背景が変わって、今後、例えば、証拠収集能力というか、証拠の種類というか、全然質が変わってきております。そうやって、今後、冤罪が発生するのかなというのはちょっと現在であればないのかなと思っております。

昔のような時代、自白を強要し、自白第一

主義みたいなところであれば、そういったような自白を強要してというのが証拠になってきてしまったというような時代背景もあったでしょうし、今はそんなことすれば、ハラスメントじゃないですけど、そういうことで別の問題になってしまうものですから、現代においてはそういった再審というか冤罪になるようなことは、私はないと思いたいし、思ってるんですけども。

そうすると、再審の手続、過去にもまだそういう再審をやっても、再審開始されてない人が見えるという解釈で、そういう人たちにも救いの手を伸べる。それは本当に冤罪であれば、それは必要なことだと思いますし、冤罪ではなくて、有罪、有罪と言っていいのか、それを無罪にしてしまう再審であってはまずいわけですので、その辺も慎重に対応していかなければいけないと思うんですけど。

今の時代背景と今の国会の動きを説明していただきましたけども、弁護士会としてはもう、会として、当議会の意見書がどれだけの影響力があるかは我々には分かりませんが、1枚の紙切れ、ほかのほうに行くだけです。それよりかは、日本全体の弁護士会がバックアップしていく、プッシュしたほうがもっと私は影響力があって、我々地方議会より遥かに強いと思うんですけど、そういう意味で、弁護士会の活動というのは、国会とか国会議員に対する活動というのは、どういう活動をされておるのかというのを少し教えてください。

○竹下修平委員長 船野徹さん。

○船野徹参考人 御質問ありがとうございます。

弁護士会はどういう動きをしているかというところですけども、日本弁護士連合会ですね、我々の業界は、全国それぞれに基本的には1都道府県1単位会、愛知県であれば愛知県弁護士会があります。隣県であれば静岡の弁護士会もあれば、岐阜、三重とそれぞれ単位会

があります。さらに、その上に日本弁護士連合会という全国の単位というものがあります。

日本弁護士連合会のほうで、まず再審法改正実現本部という今回の再審規定の改正を求める組織というのが立ち上がっております。さらに、各単位会、当会でも再審法改正実現本部というのを立ち上げて活動しているところであります。

もちろん、弁護士会もそれぞれの弁護士会、もちろんマンパワーの問題もありますので、ばらつきはあるものの弁護士会としても再審法の改正の実現を求める、会としての決議を上げたり、あとは国会議員に対する議員連盟への加盟と、その再審法改正の趣旨に賛同していただくということをお願いする議員会館に訪問するという活動もさることながら、地元に戻ってきていただいている期間に、個別にアポを取りましてアプローチをするという活動もしております。

国会議員、地方議会、両面から活動しているというところであります。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ありがとうございます。

最後にしますけども、今回の陳情は、もう判決が出た後のことに対する陳情ですよ。判決が出る前の段階の捜査の段階、要するに、捜査の段階で取調べを録画するだとか、音声データを撮ってそれをちゃんと保存、公開できるようにするとか、そういう方向での動きというのはちゃんとして、今現在、進んでるんでしょうか。

○竹下修平委員長 船野徹さん。

○船野徹参考人 当会の今回の再審の改正、再審法改正実現本部の動きなんですが、刑事弁護委員会という委員会が別に組織がありまして、そこで、取調べの可視化、取調べの可視化というのは取調べの過程を見えるようにしようということで、全過程、録音録画を求める活動と、さらに今、当会は、そこから一歩さらに前進させるべく、弁護人を取調べに

立ち合わせてくれと。ここはなかなか実現が難しいところではあるんですけども、法律の解釈等もありまして、大きな問題なんですけど、一応そういった活動を積極的にしなさいということ、今、活動はしているところでございます。

これは1つ契機となる事件が、またこれもいろいろ耳目を集めている事件で、特に皆さんの御記憶に新しいのは大川原化工機事件のものとか、あとプレサンスコーポレーションの取調べとか、あとは横浜のほうの弁護士でしたかね、検事に恫喝されている録音が残ってて、録画してるのにああいう恫喝をするところもあるものですから、やっぱりそういったところは録音録画だけでは足りなくて、取調べにも弁護士も立ち合わせるべきなんじゃないかということで活動はしているところではあります。

**○竹下修平委員長** ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

**○鈴木達雄委員** ありがとうございます。

2つなんですけど、まず、先ほど議員立法であったり、ほかのルートでというようなことで改正の動きがあるわけなんですけど、ほかのルートですと、1、2、3、4の1のところを曖昧にする程度ではないかというようなお話ありました。

この4つの中で、そういった法改正をするにハードルが高いというか、抵抗が大きいだろうというような項目というのは、この2、3、4ということかなと思うんですけども、それはなぜということですかね、それが1つ。

**○竹下修平委員長** 1つずつ行きますか。

船野徹さん。

**○船野徹参考人** お答えいたします。

法務省ですね、法務省というのは実質、検察庁にはなるんですけども、やはり、自ら行ってきた捜査を蒸し返す形、そのリスクということですね。やはり、これは、また悪口を

言っただけなんですけども、なかなか今の刑事訴訟法の訴訟の構造が、対等な当事者の裁判所を判断権者としておいて、検察と被告人が対等な立場で裁判をするという構造になっています。

どうしてもやはりこういう証拠の開示とか、再審に関するハードルが結局下がる形にはなるものですから、検察の訴訟活動、ひいては勝訴判決が覆される結果になるというところで抵抗があるのではないかと。

それは、これはエピソードなんですけども、検察官が冤罪で再審で負けたときに、担当した検察官が、何で負けたんだというようなことをかなり叱責されるという現状があるので、これは間違いがただされたんだから、むしろ歓迎すべき話ではないのかというのはこちらの考えではあるんですけども、そういう流れになっている状況、やっぱりそういう組織の考えからすると、やはり抵抗が当然、出てくるのではないかと。

そういった流れの中で改正に対する障壁になると、こちらは考えているということで、実際そういう国会議員の議員連盟の570名の名簿は、こちら内々で持ってるんですけども、それは、例えば先生方にお見せすれば、こんだけの方が賛成してるんだよというの一目瞭然なんですけども、なぜ人数しか言わないかという、それを出してしまうと、やはり法務省の目にするきっかけになりかねないところではありますので、そうすると、実際、切り崩しを図っているんですね、その法務省の担当者が、議員連盟に入ってる議員さんに面談して、そういったこともあるものですから、やっぱりなんか結構せめぎ合いになっているというところであります。

**○竹下修平委員長** 鈴木達雄委員。

**○鈴木達雄委員** ありがとうございます。

もう一つ、先ほど説明のときに、冤罪は真犯人を取り逃がしてしまうというようなことがありました。我々マスコミ通しての情報が

ほとんどなんですけど、やはり冤罪であったり、そういった冤罪による被告の人権侵害というか、そういった点は非常に大きな点として取り上げられて、ニュースになっておるわけですけど。

冤罪、いわゆる間違っただ判断が起ったことよって、真実、真犯人、それから、被害者の側の心情というか、そういったものを失ってしまうというよなこと、そういった面からの報道って、相当、昔のやつは時効が成立しとったり、法律の改正もあつたかもしれませんが、そういったこともあるかもしれませんが、そういった、被害者側の視点というか、真実が失われるよという冤罪の罪というか、そういった報道というか議論が見えてこない、一部にはあるかもしれませんが、見えてこないんですけど、その辺はどうですかね。そういったところを前面に出せば、いわゆるこういつた再審の必要性というのがまた別の角度から理解されていくのかなと思つてんですけども、どんなもんでしょう。

○竹下修平委員長 船野徹さん。

○船野徹参考人 確かに、先生のおっしゃるとおりでして、長期間、袴田に至つては58年間かかつていてというところで、もう正直、今から、58年前の事件、もう証拠が、現場ももう変わつてしまつていて、関係者も亡くなつていて、確か袴田事件の無罪判決なり再審のあつた本年度内でいろいろテレビ番組があつたところであつて、私が、記憶がちょっと申し訳ないですが曖昧なんですけども、確かその被害者の方の関係者のコメントが報道で出て、確かにそういう切り口からの報道というのは、なかなかないというところではありまして、当会でも、そういった切り口でなかなかアプローチできていない部分があるので、先生のおっしゃるとおり、今後の活動では、そういった切り口も必要なのではないかなというところは思つてるところでございます。今後の糧にさせていただきます。

きたいと思つております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は誠にありがとうございました。

~~~~~

この際、しばらく休憩します。

休 憩 午前9時27分

再 開 午前9時42分

○竹下修平委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私は、今回の刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出を求める陳情について、採択の立場で討論いたします。

今回というよりも、現状、世のいろいろな事件等が、ニュースになっておりますが、冤罪、どんな冤罪があるかという、いろいろな死罪に値するものから、もう少し軽いものまでであると思つてはおりますけども、この間違つた裁判であり、それよって被告の大きな人権侵害、その後、に及ぶ人生を無駄にするよなことになるよな。

それから、その間違つた判断よって、真実を求める、いわゆる被害者側の権利といひましようか、真犯人を逃してしまつてよな、また遺族に対しての無念を晴らせないよなということにもつながると思つてます。

ですよ、今回の4点の点についての改正を求めているわけでありまして、その全てをそのまま改正するよなところまでいけ

るかどうかというちょっと心配はあるわけですが、この時間のかかり過ぎる再審の請求について、もう少し早く間違っただ判断をやり直して解決する、正しい方向に結論を出すというそういう手続のための法改正が必要だと思っておりますので、今回の陳情について採択をいたしたいと思います。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本陳情を採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択することに決定しました。

~~~~~

議案の審査のため暫時休憩します。

休 憩 午前9時45分

再 開 午前9時49分

○竹下修平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

~~~~~

付託議案の審査に入ります。

第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第2号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案 新都市基金条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 基金の関係ですが、ゼロ円になる3つの基金が廃止になるということでしたけども、例えば、新型コロナウイルス感染症基金はゼロ円で廃止、その下にある新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金というのがあるんですけど、これは70万6千円ほど残ということですけども、全然コロナ終わってから動きませんが、これを残す理由は何ですか。

○竹下修平委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 基金の関係ですが、毎年、融資に利子を補給されてるところに補助をしております。それが、来年度で利子補給終わる予定でございますので、来年度でその基金ゼロになる予定でございますので、来年度、また補助が終わりまして基金なくなりました段階で廃止する予定となっておりますので、今回の1本にする条例の制定には、終了の時期が異なっておりますので今回は廃止とせずに残しております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 来年度というのは令和7年度、令和8年度。

○竹下修平委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 令和7年度予算で、補助を予定してございますので、令和7年度中

に補助が終わりまして、多分、令和8年3月定例会でまた条例改正をお願いすることになるかと思います。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、ニューキャッスル・アライアンス基金も少し今、残ってるけど、57万1千円、今年度でゼロになるから廃止って、同じ理屈ではないのか。違うの。今年度使い切る、令和7年度残高見込みが57万1千円。

○竹下修平委員長 今年度は令和6年度という意味合いですね。滝川健司委員。

○滝川健司委員 令和6年度。

○竹下修平委員長 令和7年3月に。滝川健司委員。

○滝川健司委員 ということにしておきます。

それから、今回ゼロになるやつを廃止ということで、もう基金を整理するというのでいけば、長年、死に金、死に金という表現が適正かどうか分かりませんが、全く動きのない基金が幾つかありますね。それをどうするのというのが、1つこれ疑念があるんですけど。

例えば、ふるさと農村活性化対策基金の1千万円、ふるさと水と土保全基金、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな維持管理基金、これも最近動きがないけどそれでも修繕等が発生してるけど、これは何で、どういうふうにするのかよく分かりません。あとゴルフ場開発地域振興基金ですよね、作手の関係かな、これも、2,000万円、ずっと使うだか、使わないでため込んで、利子だけ使ってるのかよく分かりませんけど。

そういうのこそ整理して一本化するなり、生きた金にしていくべきではないのかと思うんですけど、いかがですか。

○竹下修平委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 今回、この基金条例を一本化するに当たって、各基金の担当課でそれぞれ基金の目的、運用につきまして再度、

確認をさせていただいてございます。

今、委員言われたとおりの使われてない基金もございましたので、再度、目的等を確認させていただいて、今後の運用に充てさせていただけるものにつきましては充てていきたいと思っております。

ゴルフ場の関係につきましても、委員言われたとおり、基金での運用に出しております利子につきましては、地元の事業に使わせていただいておりますので、そうした形での運用をしてございます。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 低金利の時代にどれだけ利子がついて、それが生きた利子になってるのかよく分かりませんが、そういう事情があればということ。

あと、条例整理、基本的に整理ということですけど、これまで規定に差異があったという昨日の説明でしたけども、どういった差異があって、それを統一すること、どういった差異をどういうふうにしたのかということをお願いします。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 今回、整理させていただいたところ、主なところにつきまして、細かな、言い回しが違うとかそういうところありますけど、大きなことしましては、繰替えの運用という部分になります。今までは、入っていない基金条例もありますし、入っている基金条例もあったということでもありますけども、入っていないものはそういった運用がされてなかった、入っているものはそういった運用がされていたということなんですけども。

これで金利もちょっと上がってくるというようなところもありますので、そういった運用ができるようにということで、全部、今回廃止するに当たりまして、全てを1本にまとめるきっかけの中で、そういったところの条項も規定をして、少しでもとといいますか、ちょっと効果のある運用をしていきたい、そう

いった整理をしてございます。

以上でございます。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほど聞き忘れましたが、少額の基金、額の少ない基金というのも長年放置されてるというか、例えば、長篠城址史跡保存館施設整備基金、230万4千円あるんですけど、これもそんなに動きがないような気がするんですけど、整備計画はあるけど、これだけの基金を残しておく意味があるのかななんていうのもあるんですけど、もっと整理できそうな気がするんですけど、その辺はどうなんですか。

○竹下修平委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 委員おっしゃられるとおり、なかなか基金が動いてないという事実もございます。

今回、この条例一本化に当たって、先ほど申し上げたとおり、各担当課に再度、目的と残高、確認していただいて、今後の運用につきましても活用できるようなことは調整させていただいておりますので、また、今後、活用させていただきたいと思っております。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第3号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に、第4号議案 新都市手数料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 新設の第4条の確認です。

徴収の時期というところですけども、今までもここに書いてあるような徴収の仕方であったのではないかなと思うんですが、この条項を新設した理由を伺います。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 これまで、改正前の条例におきましては、別表がそれぞれたくさんあるわけなんですけども、別表の中に徴収の時期が記載されていたということでございます。

今回、整理する中において、それぞれの手数料の時期が実際どの時期に取っているのかということもちょっと精査をさせていただきまして、そういったところから、ここに書いてあるやり方と若干ちょっと時期がずれているというようなものもちょっとあったりしたものですから、そこはちょっと表の中から取り除きまして、新たに条として第4条を起こしておるといった整理でございます。

以上でございます。

○竹下修平委員長 ほかに。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 理由のところ、印鑑登録証の交付に係る手数料という形の説明がありましたけども、印鑑登録証なんかはコンビニ交付とかできると思うんですけど、そういったものがあつたり、窓口で交付するものの手数料、当然、料金に差はないのか、コンビニのほうが手間がかからんで安いのかとか、その辺のこと。

それから、今後、DXデジタル化していくこういった手数料の部分でもデジタル化していったり利便性が向上するものがあれば、

当然、逆に料金、手間がかからなければ料金下げるべきだと思うんですけど、その辺についてどうのお考えでしょうか。

○竹下修平委員長 小林市民課長

○小林利章市民課長 まず、印鑑登録証というものを、印鑑登録をしていただくと、プラスチック製のカードなんですけどそちらを発行させていただきます。今回、そのカードの発行手数料ということで手数料徴収させていただきますたいんですが、議員がおっしゃられたコンビニ交付の手数料と証明書の手数料全く一緒でして、コンビニで証明書を取っていただく場合も、市役所の窓口へ来ていただいて、証明書を取っていただく場合も手数料200円で変わっておりません。

あと、市役所の窓口へ来ていただいた場合は、この印鑑登録証というものがないと証明書が発行できないんですが、逆にコンビニではマイナンバーカードがないと証明書が発行できないような状況になっております。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、窓口で印鑑登録証のカードを交付してもらわずに、マイナンバーカードだけでも印鑑登録証ができるわけですね。

そうすると、別に印鑑登録証のプラスチックのカードはなくても、マイナンバーカードだけあればいいわけで、そのカードを発行しなければ手数料も要らないのかなと思ったんですけど、いかがですか。

○竹下修平委員長 小林市民課長

○小林利章市民課長 まず、印鑑登録をしていただいた上で、マイナンバーカードがある方についてはコンビニで証明書が取れるような状況になっておりますので、まず登録がありきというところで、マイナンバーカードだけ持っていればというわけではございません。

以上です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 だから、登録はするけど、カードは要らないという人のケースはないのと、そういった人にはどういう対応するのかということ。

○竹下修平委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 印鑑登録証をまずつくらないといけないのが第一前提なんですけど、窓口へ来ていただいた場合は登録証、コンビニはマイナンバーカードということで、申請していただいたときに、まず登録証を発行させていただきます。

○竹下修平委員長 登録証は必ず発行することですか。小林市民課長。

○小林利章市民課長 そうです。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 要らないから、お金取らないでというわけにはいかないということね。

○竹下修平委員長 小林市民課長。

○小林利章市民課長 はい。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 あと、この国土調査成果品の閲覧って国土調査成果品って何ですか。

○竹下修平委員長 松山用地開発課長。

○松山元晃用地開発課長 川田地区等で今やっております地籍調査で得られた図網、測量点の図網とか、あと公図に代わる地図的なものになります。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第4号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案 新城市市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 昨日の一般質問の経過を聞いておまして、道義的、自主的に10分の1をということだというふうな答弁を受けました。

ですが、いろんな流れの中で、今回の事象の責任を取るというのは、一般社団法人新城市観光協会の仕事の内容の事務的な内部の横とのつながりがなかったということに対する責任だということですが、これ嫌なことをほじくり返すようですが、令和3年1月28日に、確か監査意見書が出てました。その中でもろもろのことがあって、当時、議員選出の監査委員であった者が、その年の8月18日付で議員辞職を出して、それで前回の市長選へ出た。それで、出たということは、出て当選されたということなんです、イコール任意の観光協会の会長になっていたということも含めていくと、もうその時点でしっかりと新しい方向づけをするということで、理事会もあつたわけですが、その理事会の内容を見ると、全部、議事録は会長誰々ということになってますので、そうした意味でいくと、偶然、勤労青少年ホームに事務所を構えたということなんです、移転するについても、そこらを含めて、もう少ししっかりとすべきではなかったのかなということだと思いますと、自主的にという中でいくと、昨日の答弁ですと、1割、7万4千円と7万7千円が該当するわけですが、事務的最高

トップである副市長については、まずまずというものでありますが、やはり長たるものももう少しそこで態度を示すことが必要ではないのかなと思いますが、この議案提案するについて、どこまでそういったことがお話をされてみえたのか。

市長自らが、これにしてくださいということで議案を上程されたのか、ちょっとその辺がはっきりしないので、ということは、御本人からびしっとした弁明ができてないので確認したいと思います。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 今回の条例の提案でございますけども、昨日の本会議質疑で企画部長が答弁いたしましたように、今回、職員が行ってしまったことに対する道義的責任としての減額であり、市長自らが判断をしたものでございます。

減額の率ですとか期間につきましては、過去における職員が懲戒免職となった事案等に照らしまして、今回の事案も同程度の責任があると判断をしたため、10%、1か月としたものでございます。

当初は、市長のみ給料の減額を考えておりましたが、副市長におきましても、事務部門の責任者として自ら減額をすると判断をしたものでございます。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 副市長のことについては理解をさせていただきますが、やはり、任命権者としての責任は十分あると思うんです。ですので、そこを含めて今回はしっかりとすべきではないのかなと思います。

既に、当選して、12月の定例会で92万5千円の2割をカットしていくよ、その期間は令和7年10月31日までやるということはやっています。これは、前任の市長のときも同様でありましたので、それ掛ける10%ということですが。

やはり、不祥事が一度ならまだいいんです

が、任期中に何度かあるということは、やはりそれだけの心構えをしていく。最高責任者であるならば、それだけのことをしっかりと、市長もあそこまで我々のやったことに対してやられるんだ、だったら、僕たちももっとしっかりしようよということにもならないのかなということでもありますので、いかがなものかと思えます。

○竹下修平委員長 意見でよろしいですか。質疑がもしあれば。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 ですので、今回は市長はこの当該金額を、例えば、1か月でやるなら30%、1割で行くなら3か月は継続をすべきではないのかなと思えますがいかがでしょうか。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 先ほども申し上げましたように、今回の減額の率、それから、月数、こちらは今回の案件を重く見まして市長自らが判断をしたものでございます。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 不適正な処理ということで、観光協会の関係で都市計画法違反の件と、その違反の体制、予算をつけてしまったという理由でしたけども、100分の10の根拠といたら類似案件と同一ということで、類似案件が昨年7月、公文書偽造の件で10分の1、同じ1か月、同じ任期の間に、そのような違法行為の不祥事が続けてあるわけですよ。

普通、繰り返したら同じ処分ではなくて、もう2回目は、だんだん処分を重くしていくのが、だから、前回と同じ類似と合わせまして100分の10を1か月って、何か全然、反省してないなど。自ら言い出したのでいいのではみたいなこと言ってますけど、そうではないでしょ。

同じ任期の間にそういった失敗を繰り返してる、どっかにやっぱり緩みとたるみと緊張感を持ってないんだ。それは、トップとして

の指導力もあるでしょうし、いろんな課題があるかもしれませんが、組織として緩んでるということですよ。

それを100分の10、1か月で処分しよう、自ら罰しましたなんていうのは、甘いと私は思います。100分の100、1か月ではなくて、100分の100、12か月でも何でもいいけど、もうそのくらいの影響が出たということを職員に示さないと、おまえのせいで俺の給料なくなったぐらいの自覚がないと、100分の10、1か月で済んでよかったぐらいではないかと思うんですけども。

制度として、こういうのが決まってない、自ら申し出ないと決まらないということに問題があるのか、例えば、任期中に同じような、こういったものが繰り返してあれば、イエローカード2枚で普通なら退場ですけども、退場することができないもんで、やっぱり少しずつでもペナルティーなり、こういった処分を自ら課す処分を厳しくしていかないと示しがつかないと思うんですけど。

こういうのが申出しか決めることができないのか。議会側からこういうこと、ああしろこうしろって言える案件ではないのかもしれませんが、ちょっと自覚が足りないし、仕組みとしておかしいのではないかと思うんですけど、いかがですか。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 一般職とは異なりまして、特別職につきましては地方公務員法の適用がございません。ということで、懲戒処分というものが特別職には適用されないこととなります。

今回、市長自らがパーセント、月数は前回と同じでございますけども、今回、こういった条例を出すことによって、職員にも今後こういったことは起こしてはならないという意思が伝わっておるものと感じております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案 新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 事務局長1名派遣できるようにするというような条例の改正なんですけど、これは、いわゆる新しい事務局長の引継ぎ、これはしっかりと考えてみえるのかどうか。前の事務局長と連絡取れるのかどうか。取れないんだったら、この引継ぎどういうふうにするのか、その辺りを教えてください。

○竹下修平委員長 昨日の質疑の中で、1名に限るものではなかったという認識ですが、その上で。

横山観光課長。

○横山和典観光課長 前任者との調整になりますけれども、私は前任者と連絡を取っておりますので、私を介してそういったような引継ぎをさせていただきたいと思っております。

○竹下修平委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 分かりました。それでは、引継ぎはちゃんとできるということですね。

この前回の事務局長なんですけど、確か奥

三河観光協議会の局長も兼ねてたような気がするんですけど、その辺り新しい事務局長とされる方はどうするのか。これも教えてください。

○竹下修平委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 奥三河観光協議会の事務局長も今、選任中であります。今の候補者が絞られてきておりますので、その方と最終的な面談の予定をしております。

○竹下修平委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、また別ということですね。そうすると、新城市観光協議会の事務局長は事務局長、奥三河観光協議会のほうは協議会の事務局長をちゃんと据えるというようなことで、はい、分かりました。

○竹下修平委員長 確認で。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 上程された原案を見ますと、新旧対照表が載っております。その中で、第2条にあって（1）から（9）までは略しますよ。（10）に東三河農業共済組合となっております。それで、（10）は新城市観光協会なんですけど、東三河農業共済組合は、かなり前にこの制度はなくなってるわけだと思うんですが、改正を怠っていたということになるのか。怠ってるということは怠慢なんですけど、ちょっとその辺で確認します。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 今回の改正ですけれども、東三河農業共済組合、こちらは平成26年4月に、愛知県の農業共済組合と合併しております。

そのときの削除漏れということで御理解いただきたいと思っております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 確認しました。

職員もいってないのにまだ残ってるなということであったので、やはり、こういうものは逐次その都度しっかりとさせていただきたいなということでもありますので、分かりました。

削除されて、今回、きれいになったということです。

そこで、新城市観光協会へ今度から派遣ができるという制度をつくっていこうということですが、まずは、昨日の本会議の中の答弁では、局長というお話を伺いましたが、局長にしる、その補佐にしる、行ったとした場合、その職務の権限というのはどのような形で受入れをしてくれるのか。こちらからどういった権限で出向していくのか。

いいますと、東三河共済組合のときには、当時、参事クラスの職員が組合へ派遣をされて、出張所長をやってみえたということもありますので、どういった職務で行くのか、現行の職員がそのまま引き継がれていくのか。例えば、部長職が行った場合は、当然その職位でいくだらうと思いますので、呼称は違うと思いますよ。○×部長が行って、事務局長となることですが、それで局長として行く以上は向こうのルールになりますので、その点はどうしていかれるのでしょうか。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 昨日の企画部長の本会議質疑での答弁で、一般社団法人新城市観光協会のほうから派遣依頼があったという答弁をさせていただきました。

その答弁は、市側からは管理職として事務局長を派遣していただきたいという依頼が来ております。市としましても、観光振興を進めていく上で新城市観光協会との協力は必要でありますので、新城市観光協会の運営立て直すために管理職の派遣を検討しておるところでございます。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これで行ったとしましょう。そこで、恐らく一般社団法人新城市観光協会の中には就業規則は設けられてるのでしょうか。

○竹下修平委員長 横山観光課長。

○横山和典観光課長 規則はつくられており

ます。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 いきますと、公益法人等への職員の派遣に関する条例第36号であります。ここで第5条がというお話を昨日伺いました。第5条は派遣職員の給与であります。給与については、これ見ますと、その職員の派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当等及び期末手当の100分の100を支給することができるということで、その支給の負担は派遣側、要するに新城市から出すということだと思っております。

昨日、ちょっと苦になったのが、通勤手当とか、退職手当とか超過勤務手当についてはというお話がありました。これは、財源はどこから出てくるのか、市が再度、補正を打って出向された職員さんにお支払いをしていくのか、一般社団法人新城市観光協会さんからいただけるのか、その辺はどうなのでしょう。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 派遣職員の人件費でございますけども、先ほど委員がおっしゃられたとおり、通勤手当、管理職手当、それから勤勉手当につきましては、観光協会で支給することとなります。

一般質問でのカーランド陽子議員に対する答弁でもありましたけども、新城市観光協会への補助金の中には、事務局長分の人件費が含まれておりますので、今回、出させていただきます令和7年度一般会計予算の現行予算の中で対応していきたいと考えております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 予算のことあまり聞きたくないんですが、今おっしゃられると、昨日来、報告を受けた2,470万円でしたかね、人件費相当額プラス300万円とか、新城市観光協会の負担金をやって3,008万4千円という中に、2,400万円の中に、その管理職手当であると

かいうものが含まれているということですよ  
ね。

そうすると、派遣条例とは違ってくるとい  
うことですよ、派遣条例とは。派遣条例の  
第5条は、それを含んでなくて、100分の  
100となっておりますので、それで、相手方から  
いただけるということなんだけど、実際は本  
市丸抱えというこういう、言い方悪いんだけ  
ど、そういうことになるということですよ。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 お見込みのとおり  
でございます。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今の山口委員との最後のや  
つですけれども、人件費として2,400万円と事  
務費500万円で、あと負担金等を入れて約  
3,000万円ということで、2,400万円の中に、  
今、話がおかしいのかな、昨日の質疑では、  
給与等は市から払い、それ以外の通勤手当と  
か家族手当とかそういうものは協会で支払っ  
ていただくという説明だったんですけど、そ  
うすると、事務局長の給料が2,400万円の中  
に見込んであったのに、そこにまた、市から  
払うやつがいってしまうと、余分にあるわけ  
ですよ、じゃないの。だから、事務局長の  
給料は市から支給といってますと、2,400万  
円と別枠で市から行ってる給与を払うんだっ  
たら、1人分多くなってしまふ、事務局長分  
が多くなってしまふ補助金ですよ。違いま  
すか。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 条例にあります給  
料、それから、扶養手当、地域手当、住居手  
当、期末手当等につきましては、令和7年度  
の一般会計当初予算の人件費で派遣職員に払  
ってまいります。

そのほかの通勤手当、管理職手当、勤勉手  
当につきましては、こちらは一般会計の人件  
費ではなくて、一般会計の中の新城市観光協  
会への補助金の中で事務局長としての人件費

として計上させていただいておるとい  
うこと  
でございます。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ですので、2,400万円の中  
にそれも含めてあったよと言っていただけ  
ばよく分かったんだけど、人件費がこれだけ  
で、主要事務費がこれだけです、協会費が  
これだけです、締めて3,008万4千円です  
と言われたので。

ということは、2,400万円は、うちの市か  
ら仕事させてもらいに行く職員さんの分の本  
体の給料は全部払いますよ。ただ、諸手当だ  
けは、それだって諸手当の種類が違うんだけ  
ど、先ほど言われた4つの諸手当については、  
2,400万円の中に含まれていくという理解を  
すればいいんですよ、これからはずっと。  
今までも多分そうだと思うんですが。

○竹下修平委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 すみません。ちょっと  
当初予算のことになってしまいますけども、  
最初、新城市観光協会への補助金の人件費の  
中、民間からの採用ということで予定をして  
ございました。そこが調整がつかないとい  
う中で、この派遣条例の関係が出てまいり  
ましたので、職員が派遣されることによって、  
実際、これで新城市観光協会から令和7年度  
の申請が上がってくる時点で、局長分の給  
与分の人件費は除かれる形で申請が上がって  
くるようになるかと思えます。

ですので、当初予算上は、人件費、局長を  
補助金の中で見てございます。ただ、そこは  
執行の中で精査をさせていただくという形  
で、今、計上をさせていただいております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、山本課長からの話、要  
するに逆に言うと、不用額になるというこ  
どという理解をすればいいんですよ。

○竹下修平委員長 山本財政課長。

○山本浩志財政課長 はい。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** また、そもそものほうに行きますけども、公益的法人等、等ですよ。いただいた資料ですと、社会福祉協議会に3人と、公益財団法人農林業公社しんしろ1名というリストをいただいていますけども、等の中には、例えば、広域連合ですとか、アジア大会にも職員派遣していますけども、そういったものに派遣しているのは、この条例は適用されないということなのか。

すみ分けがどういうふうにされてるのか、それ以外には、いろんなところへ職員を派遣していますが、それはこういう条例の適用外、何が違って適用外になるのか。取扱いが違うのか、給料の出どころが違うのかとか、その辺含めてお願いします。

○**竹下修平委員長** 塩澤秘書人事課長。

○**塩澤宏樹秘書人事課長** まず、先ほど出てまいりましたアジア大会の事務局でございませうけども、こちら現状1名派遣をしております。こちらの職員につきましては、研修派遣という形で行っております。全て給料等は、時間外も含めまして市側が負担をしておるといってしております。アジアパラのほうはそのような形で行っております。

東三河広域連合につきましては、別の決まりで派遣をしておりますので、今回の新城市公益的法人等への職員の派遣に係る条例に基づく派遣ではないということで、御理解いただきたいと思っております。

○**竹下修平委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 人事の内示見たら、どこどこ派遣、派遣先は書いてなかったけど、派遣中とか派遣がいっぱいあったので、それは別の決まりで出してるということで理解しておきます。分かりました。

それから、今回、新城市観光協会から派遣してほしいという要請があって派遣するという説明でしたけども、要請があれば派遣するシステムなんです。当初は、そういう説明なかったけど、昨日のやり取りの中でそのよ

うなことが出てきましたけども。

当初は、事務局長公募して、今、2人ほど候補があって選考してますのでというような説明があったにもかかわらず、いつの間にか観光協会から出してほしいという話になって、それで、職員を出すことになってしまって、何かやってることがごたごたしてちぐはぐで、それでは、公募で募集していたのはどうなってしまったのという話、適任者がいなかっただけのことなのか分かりませんが、そういった形で団体から要請があれば派遣するというシステムなんです。

○**竹下修平委員長** 塩澤秘書人事課長。

○**塩澤宏樹秘書人事課長** 今回、新城市観光協会から派遣依頼がありまして、市としましても、観光振興を進めていく上で新城市観光協会との協力というのは必須でありまして、それに加えまして、新城市観光協会の運営体制を立て直すために派遣が必要であると、市として判断をしたものでございます。

○**竹下修平委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 分かりました。要請があっても、別にすぐ派遣するわけではなくて、それぞれ判断した上で配慮するということらしいですけども、今回はそういった判断をしたと。

4人体制、局長と経理と事務とイベント対応か、4人と言っていましたね。それで、局長が1人ということで、あと3人要るんですけど、3人。どうも今、残ってる方たちはもう辞めるという話ですよ。

そうすると、局長1人だけ行って何やるんですか。ほかの職員、決まってるんですか。4月からスタートするで、まだ職員が決まらなくて一緒にやってくたって、局長1人で何やるんですか。どういう状況ですか。

○**竹下修平委員長** 横山観光課長。

○**横山和典観光課長** 今、スタッフの方1人は決まっております。あと、滝川会長と田村副会長のほうで残りの2人の選定をしていた

だいている最中でございます。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 選定してるということは、1人だけ経験者が残って、あと2人全くの未経験者といっても、組織的にうまくいくのかなど。局長でいく市の職員の方は、当然、観光行政に携わってきた方、あるいは観光課内の職員でないと、そんなほかの課からぽこっと行ったって、何やっていいか分からないような職員ではしようもない。そうすると、誰が派遣されるか大体、想像できてしまうけど、ここでは言いませんけども。

そういう状況の組織に職員を派遣するということは、果たして正しいやり方なのか、本当にそれで立て直せるのかも、もう組織自体がぐちゃぐちゃになってるんだったら、いつそのこと、一般社団法人として成り立っていくのかどうか分かりませんが、そこはこの議案とは関係ないので言いませんけども。

そういう状況の中で、あえて派遣するということで、本当に観光行政、観光振興につながっていくのか。よっぽどその事務局長さんに係る負担というのは、高いと思うんですね。その辺のストレスがどれだけかかるか分かりませんが、ストレスチェックをしないといけないような状況の中で、大変な貧乏くじといたらかわいそうなので、栄転になるのか分かりませんが、その辺のことを配慮した人選が必要になってくると思うんですけど、人選のことについてはこちらから口は出せませんが、そういう状況にまでしてしまったことに対する責任というのは、一体誰にあるんだということですよ。

補助金だけ出して、いや任せだからではなくて、やっぱり新城市側がちゃんとこの指導、監督も含めたバックアップしなかった組織の体制にも問題があると思うんですけど、それを事務局長を出してうまくいくとは私は思いませんが、本当にその辺についてどういうふうに考えて、協会から要請されたから出すと

いうだけで本当にうまくいくのでしょうか。

それについてはどう考えてるんですか。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 今回の派遣でございますけども、しっかりと観光行政に精通した職員を出す予定でございます。

当然1人では、先ほど委員がおっしゃられたとおり、1人ではなかなかうまくいかないこともあるかもしれませんので、観光課の職員も一緒に協力してやっていくこととしております。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第6号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案 新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第7号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案 新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第8号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第9号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第10号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案 新城市職員の給与に関する条例及び新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 この条例であります、実は予算・決算委員会に質疑を打っておりますが、ここではっきりしておけばと思っておりますので、ちょっとお聞きします。

第13条の中でありまして第2項に、地域手当

の月額はということで、まず、市内、市外、そして、医療職給料表にという3つに分かれておまして、100分の8、100分の20、それから100分の16ということですが、いろいろお話を伺った中で、何か4%、令和7年は積算がしてあるということで確認をしておるんですが、条例上は8%ということは、逐次上げるということだと思っておりますが、それについては不足とかいうところでお示しはされていないんですよ。

この第13条第2項第1号については、経過期間を設けて、国の示す8%にもち上げるということは書いてないような気がするんですが、どうだったんですか。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 地域手当を4%から順次8%に上げていく措置につきましては、附則だったかと思うんですけども、規則のほうで定めとなっておりますので、そちらで改正をしたいと考えております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 地域手当について少し確認しますけど、これまで新城市はゼロ%ということではなかったんですけど、その辺はどういう配慮があってゼロ%にしてきたのか。

今回は、人事院勧告に従って4%となりましたけども、その辺の経緯とどういう判断だったのかお伺いします。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 この地域手当につきましては、国家公務員に準拠しております。これまでの地域手当につきましては、例えば、国家公務員が、この新城市で勤務をするということになった場合は、国家公務員であってもゼロ%であったと。この新城市で働く場合は、地域手当ゼロですよという規定がございました。

それが今回、県単位での支給率の決定となっていて、基本的に愛知県は8%という決定がされたことによるものでございます。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと今、考えちゃった。新城市はゼロと決められてた。

例えば、今回の勧告前から支給している蒲郡だとか、ほかの自治体もあったような気がしたんですけど、そういうことは何が違ったのかなということと、その辺はいかがですか。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 説明不足で申し訳ございません。

国家公務員における地域手当の支給できる地域というのが決められておまして、この新城市は不支給地域とされておりましたのでゼロ%ということになっております。

県内のそのほかの地区につきましては、それぞれ国で定められた地域手当の支給率で現在も支給しておるということになっております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それは、分かりました。だから、同じ東三河でも都会っていいのかわかんけど、人口の多い蒲州市は支給が認められてて、新城市は認められなかった差は何なのかなというのを考えてるのと、ついでにもう1点、先ほど附則で8%ということでしたけども、その8%になるのはいつですか。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 まず、8%になるのはまだ決定しておりません。今後の人事院勧告によって支給率が変わってまいります。

それから、先ほど御指摘ありましたけども、新城市が出てなくて蒲郡とか豊川が出ておるのはということなんですけども、公務員の給料は全国一律の給料表に基づいて支給されております。民間の給料ですとか、物価につきましては、地域によって違いがございまして、それらの公務員の給与に反映させようとするのがこの地域手当ということで御理解いただ

きたいと思います。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第11号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案 新城市職員の退職手当に関する条例及び新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第12号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案 新城市企業職員の給与

の種類及び基準に関する条例及び新城市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 改正の最初に、旧のほうで配偶者、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、以下同じ、というのが旧にあって、新にはこれがなくなったということでもいいのかな。なくなった理由は法改正ということなんですけど、どういうことでなくなったのかな。

○竹下修平委員長 塩澤秘書人事課長。

○塩澤宏樹秘書人事課長 今回の改正は、配偶者手当を段階的になくしていった、その分を子どもに対する扶養手当に切り替えるというものでございますので、もう配偶者手当というのは条例上なくなりました。

しかし、段階的な措置として令和7年度は残す、令和8年度に完全に廃止するという形になります。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第13号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案 新城市個人番号の利用

及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第14号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案 新城市公共用物の管理に関する条例及び新城市道路占用料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 改正ということで、料金が上がってるのがほとんどだけど、逆に下げているのがかなり見られるんですが、上げるのではなくて、わざわざ下げた理由は何ですか。

○竹下修平委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 費用について、おおむね上昇しているものが多いと思いますが、ただし、一部の物件の地域の占用料において道路価格の算定に行う電柱のように田んぼ、畑や山林、宅地地価を使用するものが上昇しておりまして、それ以外の商業地目の商業に関係するものの占用料が下がっております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 よく分かってるのか、ぱっと見ると、何か露店等の施設だとか、旗ざお

とかで下がってるのかなといったら、上がってる標識もあるしということで、同じような種類の中で上がってるの、下がってるのが混在してたもんですからちょっと混乱してますけど、もう一回、説明をお願いします。

○竹下修平委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 田畑や山林、宅地の地価の単価を使用するものは上昇しておりまして、商業地目の地価を使用するものについての単価が下落しております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第15号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案 新城市営住宅管理条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 過日の説明ですと、空室が出ました。しかし、浄化槽の維持に係る費用については、入居してる方の負担になるということで、非常に本来、例えば、川合住宅であると10人が入ってれば1万円かかることは10分の1で済むんだけど、2戸しか入ってないと5千円になってしまうよということだから、その部分の軽減を図ることの条例の改正

だと思うんですが、そこで、川合と和田の住宅、実質、現在、空室はどの程度なんですか。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 ちょっと浄化槽の前段の内容と、今の別表に書いてある川合、和田住宅のところだとちょっと整合性があれないので説明させていただきます。

浄化槽の負担につきましては、該当する施設というのは、和田住宅、大野住宅、長篠住宅、芳ヶ入住宅の4つになります。そちらについて、浄化槽が設置されてますので空室が起きたときに、そうした住民の方が過度な負担にならないようにということで、今回、補填をさせていただきます。

質問の川合住宅ですが、川合住宅は、今、廃止に向けて進めていますので、実際、今まだ5戸いますけども、それは10戸に対して5戸の入居となっております。和田住宅については、今、3戸のうち2戸の住居となっております。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そうしますと、ここには大野は偶然、外れたということ、恐らく、第3条関係の明和を廃止するためにここに付ただけであったということなだけで、それでは大野は、ちなみに空室は、何戸の容量があって何戸空室なのか。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 18戸中、今6戸の空きになっております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ということで、この維持をしていくのに戸数は10戸あるけれども、2戸の空室があるけど、8戸の方で10戸分をカバーしていくから、ここにあるように、市長が特に必要であると認めたときは市の負担とするというふうにしたいと。

要するに、1万円かかる所を、8人で割るのではなくて8人は千円ずつで、あと2千円

は市が負担しますよということにしたいということなので理解をすればよろしいのでしょうか。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 委員おっしゃるとおりです。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 続いてなんですけど、大野住宅が総戸数18戸で、入居者数が13戸で、空き戸数が今6戸と言いますと19戸になってしまうんだよね、どっちが正しいの、これ。

18の戸数があって、入居者が13戸で、空きが6戸だと19戸になってしまうんだけど、

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 すみません。こちら、資料のほうだと思いますが、入居者数12戸です。申し訳ありません。

○竹下修平委員長 13戸が間違いと。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 3分の1が空き家ということなんですけど、この状態がいつから続いていたのか、それまで、それでは残り12戸で負担していたという状態がどれだけ続いていたんですか。常時、空き家の動きはあったかと思いますが、その辺の過度な負担がどの程度あったのか、分かりますか。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 この6戸の空きが出始めたというのは、徐々に増えてきたところですので、ここ数年だとは思いますが、やはり、軒数が空いてきたことによって、そこに管理してみえる12戸の自治の方たちから、やはり厳しいという意見はいただいております。

ちょっといつからというところで、そこまで私どもも負担についての過度な負担をさせていること自体、気づきはなかったんですけども、最近になってそうした意見もありましたので、こういった対応をさせていただくようになった次第です。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** そうすると、こういった浄化槽を設置した市営住宅で、そういった配慮は当初からされてなかったということで、言われて気づいたというレベルの話でしょうか。

○**竹下修平委員長** 滝川都市計画課長。

○**滝川昌幸都市計画課長** やはり、これまでは満室を想定された中での条例が定められていたと思います。ここ近年、こうしたことが他市町村でも多く見られてくることもありまして、条例改正されているところもあります。

やはり、気づいたのはそういった最近ということにはなりますけども、これからも徐々に減っていくことも鑑みまして、こういった改正をしたいということで、今回、一部改正に至っております。

○**竹下修平委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** そういう判断は適切だなと思ったけど、本来であれば、当初からそういう配慮した設定にすべきだったのかなと思います。

その過度の負担があった住居の方に対しては、過去に遡って返還するというような措置は配慮されないのか、そこまでやらないのか。ちょっと空き家の分まで何で我々が負担せなあかんという思いがあると、そういう逆に訴えられたらどう対応するのかなと思いますけども、その辺はちゃんと配慮してるのか、過去については、ごめんねで済ますつもりなのか、いかがですか。

○**竹下修平委員長** 滝川都市計画課長。

○**滝川昌幸都市計画課長** 過去の件につきましては、そうした過去に遡ってということは考えてはおりません。

今後、こういった形で補填していきますということでお知らせしていきたいなと思っております。

以上です。

○**竹下修平委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**竹下修平委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**竹下修平委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第16号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**竹下修平委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案 新城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 表をちょっと見てるんですが、新設された30年以上ということで、35年以上まであるんですが、昨日の説明だとその間を1年ごとに区切って均等に割りましたと聞いたんですが、5千円のとのこと、1か所だけ6千円のところはありますが、例えば、31年以上32年未満が19万3千円で、32年以上33年未満が19万9千円で、ここだけ6千円だったような気がしたんですが、ほかにも、その次も6千円になってる、5千円と6千円が混在してるんですけど、その辺は問題ないのかな、いかがですか。

○**竹下修平委員長** 加藤消防総務課長。

○**加藤正文消防総務課長** 今、委員おっしゃられたとおり、今回の条例の改正の根拠となったものが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正がございまして、それに従って改正を行っております。

ただし、この改正において、本市が定めて

いる地域支援団員という区分は定められていません。地域支援団員の区分については、本市が独自に設けた制度でございますので、当初この制度を設けたときに試算いたしました地域支援団員の報酬額は、地域支援団員の消防団活動が基本団員としての団員の金額の27%に当たるといところが、この算定の根拠となっておりますので、今回も団員、階級の団員階級の27%に設定をさせてもらって、31年以上の金額を決めているものですから、先日、消防長が答弁いたしました一律割り返したのは、あくまでも基本団員の報酬についてのみで、地域支援団員については、今、申し上げたとおりの金額の算定となっております。

以上です。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第17号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第18号議案 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第18号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第53号議案 訴えの提起を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 経緯を見ると、ばかにこじれちゃってるんですけど、何でここまでこじれてしまったのか。ほかに手段がなかったのか、その辺お願いします。

○竹下修平委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 この件に関しては、境界確認を平成16年4月に実施しております。

一番最初に、生け垣の伐採の要望が提出されたのが平成19年になって、剪定の作業につきましては、地元からの要望書や土木事業の要望書が出てきたときに、所有者と交渉し、本人が今までに1回、市への依頼があった場合に3回行って対応ができていたものですから、令和5年に石積みという道路の道路敷きに設置して、地元からどうしてもどけていただきたいという嘆願書が提出され、所有者にお願いしに行っても断固、面会拒否されて、郵便とかで郵送しても受け取り拒否や開封もせずに返送され、改善の余地もないと判断し、今日に至っております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、この障害物の先に何戸か住居があるということだと思ふん

ですけど、この被告の方は、年齢とかそういう個人情報、聞いていいのかわかりませんが、ひとり住まいの方だとか、どういった家庭環境で、家族がおるのかいないとか、そういうことを聞いてしまっているのかな。

○竹下修平委員長 聞いた上でどうされますか。

○滝川健司委員 いや、どういう家庭環境にある方なのか、要するに、配偶者がおったり、子どもがおったりとか、年齢がちょっと分からんもんで。

○竹下修平委員長 そういったアプローチが。

○滝川健司委員 そういった方が周りに、本人を説得させる人が全くいない1人単身の高齢者なのかとか、ちょっと勝手な想像しちゃったもんですから、どういう家庭環境がこうやってしてるのか。

その周りに、同居あるいはおればそういう方が説得してくれるような状況に全くないような方なのか。認知症とってはいけないけど、答えられる範囲でお願いします。

○竹下修平委員長 佐々木土木課長。

○佐々木昌介土木課長 今までに対応された方はお一人です。なので、同居の方はいないと、市としては考えております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それで、これ訴えます。訴えて、勝訴します。市が、強制執行で撤去します。費用が発生します。その費用は被告に請求するわけですね。支払い能力があるないにもかかわらず、請求する、支払いがなかった。市が持ち出しで終わりということですか、想像してしまうから。

○竹下修平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 そこにつきましては、市はここが境界だということで主張をします。そういった裁判の勝つかどうかというところがまず先になるかと思えます。

ちょっとそこもありますけども、仮定の話はちょっとわかりませんが、もし勝訴という

形になれば、本人さんが判決に基づいてどけていただくということになりますけども、今、委員が言われたようなところは、可能性として考えられます。

そうした場合には、強制執行をかけます。強制執行をかけるに当たっては、裁判所、裁判官と一緒に、我々のほうからもそういった必要な書類等を出さなければなりません。そういった話をする中でどうなっていくかということになりますので、ちょっとその大分、先の話のところはまだ見えてないというのが現状であります。

以上でございます。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第53号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第64号議案 東三河広域連合規約の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 第3期東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業実施とありますが、変更前のアからエの東三河特産品の販路拡大に関することから、地域産業を担う人材の育成支援に関することというのは、こ

れはなくなってしまうということでもいいのか、これらの目的が達成されたから次の変更後のこういった目的に拡大していくのか。その辺はどうなってますか。

○竹下修平委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 お答えさせていただきます。

この中のア、イ、ウ、エ、ありますけど、アの中にも幾つか事業等がありまして、イもウもエもそうなんですけども、その事業を組み替えて今回のものになっておったり、効果のあったものをそのまま引き継いで今回の、言葉は変わってるんですけどもそういったところに事業が入るといような形になっております。

○竹下修平委員長 包含されてるといことですか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 表現は変わってるけど、引き継いでるのもあれば含んでいるものもあるということなのか、表面だけ見ると全く違うことをやってるように見えてしまうけど、この中に細かいことがまた決まっていて、それが含まれてる。

それで、変更後のほうを重点的にやってくと捉えるべきことなのか。変更前のことはもうやらないではなくて継続するといことですか。

○竹下修平委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 変更前の、例えば、アの東三河特産品の販路拡大に関することという中にも、幾つか計画されておる事業がありまして、それをまた引き続き、新しい計画の中で事業を組み替えて、またこの新しい変更後のア、イ、ウ、エの中に入っているというものもありますので、今までやっていた事業は、包含されて、表現が変わりますけども、こちらのほうに組み替えてやるものもありますし、細かい事業の中ではもう終わっているものもあります。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第64号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第65号議案 新城市辺地に係る総合整備計画の策定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、辺地に係る総合整備計画の策定ということで、ちょっと計画書見たんですが、基本的には、今の計画が今年度までで、令和7年度から令和11年度までの次の5年間の計画だと理解をしたんですが、それぞれの辺地の計画が書かれておって、最後にはどこといことが書かれてるんで、おおよそ分かったんですが。

1点だけ、塩瀬辺地の農林漁業経営近代化施設、これ計画に入ってるんですが、ここだけちょっと内容を教えていただきたいと思えます。

○竹下修平委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 塩瀬の農林漁業経営近代化施設につきましては、塩瀬辺地ですので、図面でいくと、塩瀬の圃場を整備するものに当たりまして、そこに関係する農道をこの計画の中で行うといものでございます。

○竹下修平委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。この計画書の中の黄色というかオレンジ色の圃場のところの農道整備という理解ですね。分かりました。

あと、もう1点、作手の和田地区は辺地ではないかなと思うんですが、田代が辺地に入ってますので、今、林道、和田田代線が、やはり舗装を早くやってほしいというような要望ある中で、あそこの和田田代線の、例えば、田代地内はこれがもし可能であれば、この計画書に入るとか、そういうことはないんでしょうか、1点だけお願いします。

○竹下修平委員長 松井企画調整課長。

○松井哲也企画調整課長 田代辺地につきましては、今の段階で、今後5年間で計画のある事業を入れておりますので、そこの希望される場所の工事というか、和田の事業が明確になってくれば、ここに變更して入れることは可能です。辺地としてはできてますので、追加といった變更は可能でございます。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第65号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第66号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第66号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第68号議案 訴えの提起を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 もろもろの経過を見させていただきますと、入居の方がなかなかお金を払っていただけないということなんですが、2月21日で退去をするというような形を取ってるんですが、いまだお金をちょうだいよという訴訟なんですが、これ、賃借料はいいとしても、水道、下水、それから、あと公共料金の支払いも多分あるんじゃないかと思えます、電気だとか、ガスだとか。それは、請求者が違うのであれですが、まずは水道と下水、ここらも含めて対応しようとしているのか、入居者、入居料だけをやろうとしているのか。

水道料金は1人暮らしで少ないから5年たてば不納欠損になってしまうからいいよという考えでは困りますので、その辺はどういうお考えであるのか確認します。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 今回の件に関しま

しては、あくまでも住宅の賃料、賃貸借に係る費用についての訴えとなりますので、そちらの水道とか、そちらの件に関しましては、含まれていないことと、そちらの情報については、やはり個人さんの情報ですので、滞納されているのか、払われているのかについては、ちょっとこちらも把握はしておりません。

以上です。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 いや、そういうことだから問題が起きるんだよね。当然、芳ヶ入住宅というところであるならば、水も下水関係も、うちが管理してるでしょう、以前、メーター問題もあったけど。

だったら、それも含めて入居料も水も下水もありますよということは、訴えてない、賃料だけだという考えではまずいと思いますが、そういう体質でいいんですか。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 今回の件に関しましては、こちらが提起できるものは、やっぱり賃料のことについてということですので、これに合わせてということにつきましては、ちょっとこちらのほうでも判断はできないかなというところで、今回はこれについて提起させていただいております。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 言われることはよく分かりますのであれですが、これも一度、関係部局と調整をしながら、新城市がもらうべき債権でありますので、そこはしっかりしていかないと。

余談ですが、こういうことがあるから、平成24年にある事業者が見えて、こうこうこういうわけでこういう施設をつくりたいといったあと、管財人が来て、新城市さん、ありませんか。実は水道料あったんですよね。それをないがしろにしてるから、おかしくなっちゃったというようなことがあるので、やはり、こういう事象で訴えをしよう。そして、

お金をかけてやろう、着手金払っていこうということであるならば、やはり、他の部局にもこういった案件であるから、ほかのものは無いのということを聞かなくてはいけない。当然、税務課に対しても滞納があるだろうかも分からん。だから、個人の情報だというもの、それは最終的には市の運営に大きく結びつくものだということを理解をしていってほしいなと思います。

多分、今回は金額が少ないので、皆さん、そう苦になってないと思うんだけど、やっぱりそこまでやっていただきたいと思います。

○竹下修平委員長 佐藤総務部長。

○佐藤浩章総務部長 委員おっしゃられること重々承知しておりまして、今回の住宅使用料の滞納の件についても、各部局それぞれ横のこういう状況があるということは、税についても、水道についても、その他全体的に把握しておりますので、それぞれ少額であったとしても、そこは債権ですので、この住宅の状況を見守りながら、必ずお支払いいただけるようにそれぞれ努力はしてまいりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういった状況を把握されてるということですので、しかるべき措置を取っていただければと思いますけど。

また、個人情報になってしまうけど、この方は、令和5年12月1日に、父、母で退去した後、入居資格を承継っておりますけども、契約者が出ていった父であって、その後、この本人が契約者として審査通って、認められた立場の人なのか。承継ってどういう形でできてしまうんですか。そのまま住んでたから、家族として住み続けたというだけのことなのか、いかがですか。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 承継につきましては、そこに同居人として住んでいた方にそう

した継続的に住めるような形での手続になります。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、家族の一員だったからそのまま住み続けたということで、この方と正式に契約書は交わしているのか。そのときに、入居者としての審査、要するに、ありますよね、普通、審査。それで、所得によっては家賃が安くなったり高くなったりとか、当然、支払い能力があるのかないかとか。なければ、非課税世帯なら免除だとかいろいろあると思うんですけど、そういうことはその時点でチェックされていますか。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 その時点で、審査はしております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 審査して、支払い能力がある人だということを確認した上で、今回に至ったということによろしいですね。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 はい。その内容でいいです。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 支払い能力がありながら、支払わない、悪質だということ、時々払って4回ほど払ってるんですけど、この方は、この方の個人情報はいいです。独り身、それも個人情報か。単身者の方ですか、個人情報か。

[不規則発言あり]

○滝川健司委員 ちなみに、月額家賃、幾らですか。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 契約当初は金額は高かったんですけども、その後、一旦、退職をされまして、そこからは月額2万3千円ということで契約しております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 契約当初は支払い能力はあったけど。

○竹下修平委員長 仕事を辞められて退職ということですか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 この方、支払い能力があるとどうやって確認したのか。それから、無職になって支払い能力がなくなったってことなのか、どういうことですか。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 契約当初は、この方、きちんと働いてみえたものですから、そうした支払い能力もあるという判断で来たんですが、その後、契約されてから後に、二月後ぐらいで退職ということでありましたので、そこからは家賃が下がったということですか。

○竹下修平委員長 収入がなくなったから、それに伴って。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 収入がなくなったのか、所得が下がって、家賃が下がって、今、2万3千円という意味ですか。

○竹下修平委員長 滝川都市計画課長。

○滝川昌幸都市計画課長 収入がなくなったということで、家賃が下がっております。

○竹下修平委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 収入がない方に、今まで督促してたというのが、ちょっと理解できませんけど、収入がない方に督促しても払えませんかよね。

○竹下修平委員長 貯蓄があれば。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 資産状況も、当然チェック、資産って貯金はチェックできんのか。

○竹下修平委員長 把握仕切れないです。

滝川健司委員。

[不規則発言あり]

○滝川健司委員 支払い能力があるにも払わない。貯金までは市役所で把握できませんでしょうけど、先ほど、水道だとか電気の部分だとか、ほかの住民税、市民税もあるでしょうし、その辺も全部把握できてて、今回、訴

えたということですけど、頑張ってください  
としか言えないのか。

はい、分かりました。そういう状況という  
こと、理解できました。

○竹下修平委員長 確認ができたということ  
で、はい。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第68号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき  
ものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の  
審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告  
の作成については、委員長に一任願いたいと  
思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認め、そのよ  
うに決定しました。

これをもって、総務経済委員会を閉会  
します。

閉 会 午前11時21分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを  
証するために署名する。

総務経済委員会委員長 竹下修平